

「国民健康保険被保険者証」が8月1日から切替になります！

8月1日からの保険証は、世帯主宛に7月下旬までに郵送する予定です。
(保険証の有効期限は、令和6年8月1日～令和7年7月31日です。)

70歳～74歳の方について

- 医療機関等の窓口で支払う自己負担割合を記載した「被保険者証兼高齢受給者証」となります。
- 令和6年8月2日から令和7年7月31日の間に75歳になる方については、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となります。

| | | | |
|-------------|--------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| こ く ほ | 茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証 | 有効期限 令和 年 月 日 | 記号 潮来 番号 (枝番) |
| こ く ほ | 氏名 生年月日 適用開始年月日 世帯主氏名 住所 | 〇〇 年 月 日 〇〇 年 月 日 | 性別 負担割合 割 |
| こ く ほ | 高齢受給者証発効期日 交付年月日 交付者の名称 及び印 | 令和6年8月1日 令和6年8月1日 | 潮来市 TEL 0299-63-1111 |
| ほ | 保険者番号 | 080531 | 公印 |

70歳～74歳の方に対しては、「兼高齢受給者証」、「高齢受給者証発効期日」及び「負担割合」が表記されます。

※「負担割合」には以下いずれかの割合が記載されます。
{・2割
・3割

保険証の色が紺色からエンジ色に変わります。

見本

(負担割合について)

同一世帯内70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の住民税課税所得金額により判定

- ・2割負担:住民税課税所得金額 145万円未満
- ・3割負担:住民税課税所得金額 145万円以上

「国民健康保険」の手続きについて

○就職して新しい健康保険証の交付を受けた方

社会保険等に加入した方は、国保の資格を喪失する手続きが必要となります。国保保険証と新しい健康保険証の両方を持参し、喪失手続きをしてください。

○職場を退職して健康保険を喪失した方

社会保険等の資格を喪失した方は、国保に加入する手続きが必要となります。健康保険資格喪失証明書(退職された方本人のみの加入の場合は、退職証明書でも可)及び世帯主の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参の上、加入手続きをしてください。

※世帯主が手続きに来られない場合は、委任状が必要となります。

マイナ保険証について

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をお願いします。

※詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・123